様式第１３号（第13条、第14条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般廃棄物処理業等 | | | | | | 廃止  変更 | 届出書 | |
| 年　　月　　日  　(宛先)桑名市長  住所  申請者  氏名  (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  電話番号  　　　年　　月　　日付け第　　　号で許可を受けた一般廃棄物処理業等に係る以下の | | | | | | | | |
| 事項について | | | 廃止  変更 | したので、桑名市廃棄物の適正処理に関する条例施行規 | | | | |
| 則 | 第13条  第14条 | の規定により届け出ます。 | | | | | | |
|  | | | | | 新 | | | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容 | | | | |  | | |  |
| 廃止・変更の理由 | | | | |  | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類及び図面 | １　法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記簿謄本又は抄本  ２　氏名又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し  ３　一般廃棄物処理業者等が、省令第２条の６第１項第２号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類並びに変更後の法人の登記簿謄本又は抄本及び変更後の役員の履歴書  ４　浄化槽清掃業者が、浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第１項に掲げる事項を変更した場合には、同条第２項に掲げる書類  ５　事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見取図  ６　事業の用に供する主要な施設並びに設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更した場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  ７　その他市長が必要と認める書類 |
| 備考  　１　※の欄は記入しないこと。  　２　２部提出すること。 | |
| ※手数料欄 | |

様式第１３号（第13条、第14条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般廃棄物処理業等 | | | | | | 廃止  変更 | 届出書 | |
| **〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日  　(宛先)桑名市長  住所　**〇〇県〇〇市〇〇町333番地**  申請者　　　　　　**〇〇〇〇株式会社**  **変更の場合は第13条**  **廃止の場合は第14条**  氏名　　**代表取締役　〇〇〇〇**  (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  電話番号　**○○○〇-〇〇-○○○〇**  　〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で許可を受けた一般廃棄物処理業等に係る以下の | | | | | | | | |
| 事項について | | | 廃止  変更 | したので、桑名市廃棄物の適正処理に関する条例施行規 | | | | |
| 則 | 第13条  第14条 | の規定により届け出ます。 | | | | | | |
|  | | | | | 新 | | | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容 | | | | | （車両変更の場合）  **三重123 △ 〇〇〇〇**  **三重456 △ 〇〇〇〇**  **三重789 △ 〇〇〇〇（増車）**  （役員変更の場合）  **取締役　桑名〇〇** | | | （車両変更の場合）  **三重123 △ 〇〇〇〇**  **三重456 △ 〇〇〇〇**  （役員変更の場合）  **取締役　桑名□□** |
| 廃止・変更の理由 | | | | | （車両変更の場合）**車両変更ため**  （役員変更の場合）**役員変更のため**  （事業廃止の場合）**事業廃止のため** | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類及び図面 | １　法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記簿謄本又は抄本  ２　氏名又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し  ３　一般廃棄物処理業者等が、省令第２条の６第１項第２号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類並びに変更後の法人の登記簿謄本又は抄本及び変更後の役員の履歴書  ４　浄化槽清掃業者が、浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第１項に掲げる事項を変更した場合には、同条第２項に掲げる書類  ５　事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見取図  ６　事業の用に供する主要な施設並びに設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更した場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  ７　その他市長が必要と認める書類 |
| 備考  　１　※の欄は記入しないこと。  　２　２部提出すること。 | |
| ※手数料欄 | |